第十章の二　認定高度保安実施者等

［新設］

（認定の申請）

第五十五条の二　法第三十九条の十三の認定の申請をしようとする第一種製造者は、様式第四十の二の認定高度保安実施者認定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

一　企業の概要を記載した書類　設立年月日、資本金及び資本関係、事業所の名称、従業員数並びに組織図

二　申請に係る事業所の概要を記載した書類　設立年月日、従業員数、敷地面積、冷凍能力別製造設備一覧表、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図

三　次条第一項及び第二項に規定する基準に適合していることを説明する書類

四　令第十条の二ただし書の規定の適用を受けようとする場合にあつては、その旨並びに次条第三項及び第四項に規定する基準に適合していることを説明する書類

［新設］

（認定の基準）

第五十五条の三　法第三十九条の十四第一項第一号の経済産業省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　別表第五に定めるところによること。

二　申請に係る製造施設及び特定施設が、前条の認定の申請時において、継続して二年以上高圧ガスを製造しているものであること。

2　法第三十九条の十四第一項第二号の経済産業省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであること。

二　前号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法の効果を検証し、必要に応じて当該技術の活用について見直しを行う体制を整備していること。

三　申請に係る第一種製造者の役員又は事業所の長が、第一号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法を積極的に推進していること。

3　令第十条の二ただし書の経済産業省令で定める特に高度な仕組みは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一　危険源の特定及び評価を実施し、その結果に基づき、当該危険源による保安への影響を軽減するための措置を網羅的に実施する体制を整備しており、かつ、適切に実施していること。

二　従業員等の教育及び訓練を高度に実施する体制を整備しており、かつ、適切に実施していること。

三　第三者の専門的な知見を適切に活用する体制を整備しており、かつ、適切に活用していること。

四　連続運転期間（運転を停止して行つた前回の保安検査の日から運転停止をして行う次回の保安検査の日までの期間をいう。）及び保安検査の方法を適切に評価できる体制を整備しており、かつ、適切に評価していること。

五　前各号に掲げる事項について継続的改善を行つていること。

4　令第十条の二ただし書の経済産業省令で定める特に高度な情報通信技術を用いたものは、先端的な情報通信技術を用いた保安の確保の方法であつて、保安を確保するため作業員が行うべき判断を補助する技術を活用するものをいう。

5　法第三十九条の十四第二項の経済産業大臣が行う検査は、第一項から第四項までの規定への適合に関する事項とし、書類検査及び現地検査又はこれらに類する検査により行うものとする。

［新設］